

## 5 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことによって、急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護し、民生の安定と国土の保全に資することを目的としています。

○上野1地区（桑名市上野）

（対策前）



（対策後）



○馬留地区（熊野市新出町）

（対策前）



（対策後）



○北浦地区（尾鷲市北浦町）

津波被害が想定される地域において、急傾斜地崩壊防止施設に津波からの避難路として利用可能な管理用通路を設置しています。

（対策前）



（対策後）

